

職員給与に係る市県民税及び延滞金の納付遅延

職員へ支給した10月分給与から天引きした市県民税特別徴収分について、納期内納付を失念したため、対象自治体への納付が遅延し、延滞金が課されることとなった。

このような事態を招いたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、事務の見直しなどの再発防止策を徹底していく。

◆延滞金の額

延滞金 7,500円（参考）市県民税納付額（令和4年10月分）14,526,900円

◆経緯

11月10日（木）10月分給与に係る市県民税特別徴収分の納期限

11月16日（水）担当職員が、市県民税特別徴収分の納付手続きを失念していることに気づき、納付手続きを行い、11月18日に納付する。

2月10日（金）対象自治体が本市に対し、延滞金納付に係る督促状を发出する。

3月1日（水）担当職員から、10月分市県民税特別徴収分に係る延滞金未納の報告がある。

◆原因

納付手続き（伝票作成）を後回しにしたことにより手続きを失念したこと、当該職員の判断で上司への報告が欠如していたこと、更に担当者任せによって手続き漏れ等に気付けない処理体制となっていたこと。

◆対応状況

対象自治体へ延滞金納付が遅延していることの連絡・お詫びをするとともに、速やかに延滞金納付の支払い手続きを行う。

◆今後の対応（再発防止策）

複数人が業務の実施状況を把握できるチェックリストの作成・見える化をし、納付漏れの防止や適正な事務処理の徹底を図っていく。

《メディアの方へ》

取材をお願いします。

事前告知をお願いします。

情報提供をします。

《発表種別》

記者会見発表資料

記者会見情報提供資料

随時

《問い合わせ先》

所属名 総務課

連絡先 053-576-1698

担当者 木和田、内山